

移動等円滑化取組計画書

2021年 6月 28日

住 所 神奈川県川崎市川崎区中瀬 3-21-6

事業者名 川崎鶴見臨港バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）取締役社長 田中 伸介

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設および車両等の整備に関する事項

- ・当社の一般路線バスにおけるノンステップバスの導入率は2020年度末時点で89.8%であり、今後も車両更新に合わせてワンステップバスからノンステップバスへの代替を実施する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

- ・従業員のサービス介助士の資格取得を促進し、適切な誘導を行える体制・環境を構築していく。
- ・運転士教習時に実施している車いす等の取扱に関する教育を今後も継続して実施し、各運転士の対応レベルの維持向上に努める。
- ・従業員に対し定期的に業務懇談会及び管理者研修を開催し事例の共有や教育を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	車両更新時に可能な限りワンステップバスをノンステップバスに代替を行う。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士等、有資格者の配置	各営業所にサービス介助士等の資格を持った運転士、職員を配置し、お客様の誘導を円滑に行える体制を整備する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停へのバスロケーションシステムの設置	停留所にバスロケーションシステムを設置し、バス待ちのお客様が接近情報を把握できるように整備する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
講習会の開催	従業員に対し業務懇談会および管理者研修を実施し、運行時等にあった事例を共有し、対応方法の指導を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・営業所の建て替えを実施する場合は、車いす用のトイレやスロープを設置しバリアフリーに配慮する。
- ・バス停留所において自治体と協働し、可能な限り上屋・ベンチを設置する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

当社HPにて公表。

Ⅵ その他計画に関連する事項

今後の社会情勢や経営状況により、随時計画を見直す。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和2年度）

住 所 神奈川県川崎市川崎区中瀬三丁目21番6号

事業者名 川崎鶴見臨港バス株式会社
代表者名 取締役社長 田中伸介

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士等、有資格者の配置	サービス介助士等の資格を持った乗務員、職員を配置し、お客様の誘導を円滑に行える体制を整備する。	各営業所に配置済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス停へのバスロケーションシステムの設置	停留所に対しバスロケーションシステムを設置し、バス停留所で接近情報を把握できるよう整備する。	経営状況の変化により計画変更のため新規設置なし

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
講習会の開催	従業員に対し業務懇談会および管理者研修を実施し、運行時等にあつた事例を共有し、対応方法の指導を行う。	随時実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ上で公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	385	358	324	34	0	0	0	27	27	0	1	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	19	16	16	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
年度末車 両数	367	308	308	35	0	0	0	24	24	0	1	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。